

# 令和7年5月教育委員会定例会 議事録

日時 令和7年5月9日（金）

場所 県庁行政棟7階「教育委員会室」

令和7年5月教育委員会定例会 議事録

開催日時	令和7年5月9日（金） 14時00分
開催場所	長崎県庁行政棟 教育委員会室
出席委員	前川教育長、本田委員、芹野委員、郷野委員
出席職員	狩野教育政策監、坂口教育次長、安藝教育政策課長、山崎教育環境整備課長、松尾義務教育課長、熊本義務教育課人事管理監、岩坪高校教育課長、馬木高校教育課人事管理監、近藤特別支援教育課長、高比良児童生徒支援課長、藤井生涯学習課長
開 会	<p>(前川教育長)</p> <p>それでは定刻になりましたので、ただいまから、5月定例会を開会いたします。ご報告いたします。規則により、岡山英生さんの傍聴を許可いたしました。傍聴人にあつては、発言はもちろん、私語、談笑、拍手等も禁止されていますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>なお本日は嶋崎委員及び松山委員から所用により欠席する旨ご連絡をいただいております。</p> <p>それでは本日の議事録署名委員を、私から指名させていただきます。議事録署名委員は本田委員、郷野委員の両委員にお願いします。</p>
前回議事録承認	<p>次に、4月定例会の議事録は各委員に送付させていただいておりますが、承認ということでしょうか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですので前回の議事録等は承認することといたします。それでは、4月分の署名をお願いします。4月分の署名は芹野委員と郷野委員よろしくお願いいたします。</p> <p>本日提案されている議題等のうち冊子2につきましては、教育委員会の会議の非公開に関する運用規定により、非公開として協議を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないようですので、そのように進めさせていただきます。</p>
冊 子 1	それでは定例教育委員会の冊子1について審議をいたします。ま

<p>第 4 号 議 案</p>	<p>ず、第 4 号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(馬木高校教育課人事管理監)</p> <p>第 4 号議案長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部改正についてお諮りいたします。冊子 1、1 ページをご覧ください。</p> <p>提案理由ですが、長崎県遠隔教育センターが令和 7 年度に開設されることに伴い、実態に即した指導助言及び評価を行うため、新たな人事評価制度における評価者の区分について、長崎県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正するものです。</p> <p>改正する内容は、第 8 条関係でございます。2 ページ、規則案をご覧ください。表の左側が改正後でございます。改正内容は、下線部分で示しております。</p> <p>遠隔授業を担当する教頭の 1 次評価者及び教諭、事務職員の最終評価者については、長崎県立大村高等学校長が教育 D X 推進室長に委任できるものとします。説明は以上です。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございました。これより、第 4 号議案についての質疑討論を行います。ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>採 決</p>	<p>(前川教育長)</p> <p>それでは、質疑、討論をとどめて採決をいたします。</p> <p>第 4 号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
<p>可 決</p>	<p>(前川教育長)</p> <p>ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。</p> <p>よって、第 4 号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>次に第 5 号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>第 5 号 議 案</p>	<p>(岩坪高校教育課長)</p> <p>冊子 1 の 3 ページ、第 5 号議案をご覧ください。</p> <p>令和 8 年度長崎県公立高等学校入学者選抜の基本方針についてご説明をいたします。昨年度入学者選抜を改善したところですが、今年度は入学者選抜の実施について、全体に係る大きな変更というものはございません。</p> <p>昨年度と異なる点は、「3 入学者選抜方法について」の 5 ページ、(8)にあります波佐見高校の美術・工芸科に関する特別選抜</p>

質 疑	<p>を追加したということになります。波佐見高校美術・工芸科は県内の公立高校で唯一、美術やデザイン、陶芸などが学べる美術系の専門学科で、これまでも県総合文化祭美術部門や県美術展覧会で数多くの入賞を果たすなどの実績を残しております。また、波佐見町において、波佐見高校で学ぶ生徒に対する生活面での支援やサポート体制が整っており、地域で子どもたちを育てる風土が整っております。令和7年度入学者選抜においては、令和6年度までの前期選抜に比べ志願者数が減少する結果となりました。これは特別選抜での定員が大幅に減少したことや、5教科の学力検査を課す一般選抜に対して受検者の心理的ハードルが高まったことなどが影響しているのではないかと考えております。そこで、高い専門性を育成する学科の特徴に鑑み、高校での学びに繋がる選抜方法とするために美術・工芸科特別選抜を実施いたします。</p> <p>美術・工芸科特別選抜においては、これまでの内容に、実技、デッサン等を加えることとし、募集定員は当該学科の総募集定員の60%以内の範囲で高校が定めるものとします。</p> <p>県内で美術系の学びを希望する中学生が可能性を伸ばせるように、学校や地域との連携を深めていき、学校の魅力化を進めていきたいと考えております。説明は以上です。</p> <p>(前川教育長)</p> <p>それでは第5号議案について質疑、討論を行います。ご意見ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(本田委員)</p> <p>入試選抜制度が近年2回にわたって変更されてきて、おそらくこれが最後になるだろうと思っているのですが、1点課題として出てきた美術・工芸科の入試選抜方法を変えるということだと思いますが、その他の課題が出てきているのか、いかがでしょうか。</p> <p>(岩坪高校教育課長)</p> <p>旧制度におきましては、前期選抜プラス後期選抜という形で行っておりました。前期選抜に比較的多くの定員が充てられていたということで、多くの生徒が前期選抜に出願をするという状況で、結果的に不合格者が多くなったということがありました。それから前期選抜は、国数英の3教科での受検が基本となっておりますので、5教科での受検を経験せずに入学者が増えてきたという状況もございました。</p> <p>新しい入試では、特別選抜、それから一般選抜、そして最後に一部の学校でチャレンジ選抜という形をとっておりますが、先ほど述べたような状況というのは、一定改善していると考えております。また、探究的な学びを取り入れた問題ということにも力を入れておりまして、一定評価をいただいていると考えております。新制度1</p>
--------	---

<p>採 決</p> <p>可 決</p> <p>第 6 号 議 案</p>	<p>年目の検証というのはこれからになってくるかと思っておりますが、今後中学校・高校、両方から意見を聞きながら、よりよい制度にしていきたいと考えております。</p> <p>(本田委員) ありがとうございます。ぜひ検証しながら、3年で終わったという前の入試の制度のようなことにならないような形で進めていければと思っております。よろしく申し上げます。</p> <p>(前川教育長) 他にご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p> <p>(前川教育長) それでは質疑討論を留めて採決をいたします。第5号議案は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p> <p>(前川教育長) ご異議ないものと認めます。よって、第5号議案は原案のとおり可決することに決定されました。 次に第6号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p> <p>(岩坪高校教育課長) 続きまして冊子1の7ページ、第6号議案をご覧ください。提案理由は、令和8年度長崎県立中学校の入学者を選抜するにあたって、その基本方針を定めようとするものです。県立中学校は、長崎東中学校、佐世保北中学校、諫早高校附属中学校の3校です。日程以外は昨年度と変更はございません。</p> <p>まず、「1 入学者の選抜について」は、適性検査、作文及び面接の結果並びに調査書、その他必要な書類を資料として、総合的に判断して行うこととしています。また、募集定員に対する男女の割合は、そのいずれかが60%を超えないものとします。「2 検査について」ですが、実施する検査は、適性検査、作文及び面接です。配点は、適性検査130点、作文70点の合計200点満点としています。適性検査は、学校での生活や家庭や身の回りのことなどをテーマとして、学習指導要領に沿った、問題発見・解決能力、思考力、判断力及び表現力等、小学校教育において身につけた総合的な力を見る問題です。作文は読み取ったことや考えたり感じたりしたことを、文章で表現する力を見ます。面接は集団面接としています。「3 日程について」は、検査日を1月11日(日)としています。ま</p>
--	--

<p>質 疑</p>	<p>た、入学予定者の通知について、1月19日（月）までとしております。これは、通知が各家庭に確実に届く期限ということで設定をしております。以上ご審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>（前川教育長）  それでは第6号議案について質疑、討論を行います。ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>採 決</p>	<p>（前川教育長）  それでは、質疑、討論をとどめて採決をいたします。  第6号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
<p>可 決</p>	<p>（前川教育長）  ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。  よって、第6号議案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>次に第7号議案について、提案理由の説明をお願いします。</p>
<p>第 7 号 議 案</p>	<p>（近藤特別支援教育課長）  資料8ページ、第7号議案「令和8年度長崎県立特別支援学校幼稚園部、高等部及び高等部専攻科の入学者選考について」ご説明いたします。提案理由は、資料に示しているとおりで、「1 令和8年度長崎県立特別支援学校入学者選考について」は、入学者選考を実施する前に、調査書等の書類を提出してもらい、志願者の障害の状態や程度等を把握いたします。そして、選考日当日に実施される学力検査や面接等の結果を踏まえて、各学校の選考委員会等において、総合的に選考をしております。（1）の「ア 日程」につきましては、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科と希望が丘高等特別支援学校を除き、県立高等学校全日制課程一般選抜の日程に準じて実施いたします。「イ 募集定員」につきましては、各幼稚園部は体験入学の参加者数や乳幼児教育相談件数等をもとに、また各高等部は10月に実施する「進学希望状況調査」の結果をもとに、令和7年12月に決定することとしております。次に、（2）の「虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校の入学者選考の日程等」につきましては、資料に示すとおり、他の特別支援学校より、2か月早く入学願書受付をし、1か月あまり早く入学者選考を実施するようにしております。その理由としては、2校が、職業的自立を目指す生徒の育成という目的を実現して</p>

	<p>いくうえで、別日選考が必要であると考えているためであります。募集定員は、昨年度と同じく、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科については8名、希望が丘高等特別支援学校は32名、1学級8名かける4学級です。なお、「その他」に示しておりますが、虹の原特別支援学校高等部就業サービス科及び希望が丘高等特別支援学校を受検し、不合格となった生徒については、特別支援学校高等部普通科を志願できるようにしております。また、全ての特別支援学校で、合格者の人数が募集定員に満たない場合は、二次募集を行うようにしております。以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。</p>
<p>質 疑</p>	<p>(前川教育長)      それでは第7号議案について質疑、討論を行います。ご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>(郷野委員)      幼稚部というのは、対象年齢はいくつになるのでしょうか。</p> <p>(近藤特別支援教育課長)      3歳児、4歳児、5歳児になります。</p> <p>(前川教育長)      他にご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>----- な し -----</p>
<p>採 決</p>	<p>(前川教育長)      それでは、質疑、討論をとどめて採決をいたします。      第6号議案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p>「異議なし」と呼ぶ者あり</p>
<p>可 決</p>	<p>(前川教育長)      ありがとうございます。ご異議ないものと認めます。      よって、第7号議案は原案のとおり可決することに決定されました。      続きまして報告事項に入ります。報告事項(1)について説明をお願いします。</p>
<p>報告事項(1)</p>	<p>(安藝教育政策課長)      令和6年度に実施された監査の結果及び措置状況についてご報告いたします。</p>

お手元にお配りしております冊子1の10ページ目、報告事項(1)をご覧ください。はじめに、「1 監査の結果」によりご説明します。令和6年度に実施された監査の結果について、県監査委員から今年3月13日付で提出があったものの概要でございます。今回ご報告いたします監査は、(1)の普通会計定期監査(後期)及び行政監査、(2)の財政援助団体等監査でございます。監査の実施時期及び対象の機関、結果に関しましては、10ページと11ページに記載のとおりでございます。(1)にあります行政監査に関してですが、令和6年度は、県立学校において管理を行っている会計のうち、生徒または保護者から徴収した会費等で運営をする私費会計を対象に、所期の目的に照らして効率的かつ有効に活用されているかなどの観点から、県立学校20箇所が監査を受けた結果、54件の指摘事項、4件の意見、28件の指導事項がございました。主な指摘事項として、「一部の会計において、予算書を作成していない・決算書を作成していない・監査を実施していない・保護者に対する監査結果及び決算の報告を行っていない」「公費で負担すべき経費を私費で負担しているものがある」などがございました。また、主な意見として、「マニュアルに私費会計の設置基準を定めるとともに、各会計の必要性を検討し、統廃合が可能な会計の整理を行うよう各県立学校へ周知を図られたい」などがございました。以上が監査の結果の概要となりますが、続いて、「2 監査の結果にかかる措置状況」をご説明いたします。「指摘事項」と「意見」については、各所属が講じた措置を5月末までに監査委員あて通知することとされておりますので、その内容についてご説明いたします。別冊「報告事項(1)資料②」「監査の結果にかかる措置状況(指摘事項・意見)について」をご覧ください。普通会計定期監査(後期)結果に係る措置状況が1ページから4ページのとおり、行政監査に係る措置状況が5ページから33ページのとおり、財政援助団体等監査に係る措置状況が34ページから36ページのとおりでございます。以上が監査委員に報告する内容でございます。特に今回、行政監査に係る指摘や意見が多数ございました。私費会計に関して、今後とも適切かつ効率的な執行に努めるとともに、生徒または保護者が自らのために個人負担する経費であるという性質を踏まえ、透明性や説明責任を確保する必要があると考えております。今回の行政監査における指摘や意見等を受け、教育委員会といたしましては、庁内に私費会計の適正化推進に係るプロジェクトチームを設置し、マニュアルの策定など私費会計の執行体制等についてより一層の適正化を図るよう努めてまいります。監査の結果及び措置状況についての報告は、以上でございます。

(前川教育長)

ただいまの報告に対するご質問、ご意見ございませんか。

質

疑

(本田委員)

県立学校の校長をしておりまして、学校諸費が始まる頃はまだ管理職ではありませんでしたけれども、学校諸費検討委員会というのはきちんと設置をしなければいけないということで、当然監査は勤めてきた学校で行っておりました。設置要綱がない学校が指摘されているのですけれども、まだ設置していない学校というのは割合的にどの程度あるのでしょうか。

(山崎教育環境整備課長)

学校諸費検討委員会の設置要綱についてでございますけれども、昨年9月に私どもの方で、学校諸費の事務処理に関する調査というものを実施いたしました。その際には、すべての学校で諸費検討委員会は設置されているという回答があったのですが、この調査では設置要綱を定めているかどうかという調査までは行っておりませんでした。ただ、今回の行政監査におきまして、先ほど本田委員からご指摘がありましたように、設置要綱を定めていないという監査からの指摘を受けた学校に直接確認をいたしましたところ、諸費検討委員会は設置しており、設置要綱についても電子データで残っていましたが、令和2年度からコロナの影響で委員会自体が開催されていないということ、設置要綱についてもきちんと引継ぎが行われていなかったという実態がございました。他の学校においても、同様の事例がないかどうか、実態調査の中で改めて確認していきたいというふうに考えております。以上でございます。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

(芹野委員)

監査の結果の報告資料①にも書いてありますが、私費というものの分類は結構難しいようなことだと思うのですが、現在、具体的にはどういったものが私費で運用されているのか教えていただければと思います。

(山崎教育環境整備課長)

私費についてですけれども、学校では様々な会計がございます。具体的に申しますと、一番わかりやすいのはPTA会費であります。団体徴収金ということで、PTA会長名で集金をする会費でございます。その他にも、教育振興費でありますとか、修学旅行の積立金でありますとか、教材費なども含めて様々な会計があるということでございます。

(芹野委員)

私費でお集めになられるお金のいわゆる管理責任というものをど

こまで学校の先生が負うべきなのかというところの判断はどうなっているでしょうか。

(山崎教育環境整備課長)

管理責任でございますけれども、教育委員会の方で学校諸費取扱マニュアルというものを定めております。その中で、組織立って、きちんと管理をなさいということが示されております。学校長が会計の総括責任者ということになっております。その下に、教頭や事務長が会計の責任者ということになっております。そういったマニュアルできちんと組織を定めて、学校で管理をしていただいているというような状況でございます。

(芹野委員)

よく働き方改革の話が出る中で、私費の管理体制というのも、いわゆる教職と離れたところの責任負担があまりにも大きすぎると、それは本来の学校の先生の仕事ではない部分も入るのかと思われるので、その辺りは今後少し時間をかけて、もっともっと精査していただくようお願いしたいと思います。

(山崎教育環境整備課)

今回、行政監査の指摘を受けまして、現在取り扱っている学校諸費マニュアルの改訂をしていこうと考えております。改訂作業に当たっては、今芹野委員がご指摘になられましたように、マニュアルを改定することによってさらに職員の業務負担が増えることにならないように、できるだけ業務負担の軽減が図られるような改訂を進めていきたいというふうに考えております。

(前川教育長)

他にご意見ございませんか。

----- な し -----

(前川教育長)

その他ご意見等ないようでしたら、続きまして、報告事項(2)についてご説明をお願いします。

(馬木高校教育課人事管理監)

冊子1、12ページ、報告事項(2)をご覧ください。「令和6年度体罰等に係る実態把握調査結果について」ご説明いたします。

項目1の「期間・内容」については、記載のとおりですが、児童生徒・保護者に対するアンケート調査については、年度末に実施し、各市町教委や各学校が必要に応じて学校評議員などの外部の第三者による検証を行い、県教委に報告したものであります。

報告事項(2)

項目2から6の資料については、それぞれ校種ごとに整理して記載しており、令和6年度分の隣には参考までに令和5年度分を記しております。

まず項目2「体罰等により懲戒処分及び指導を受けた教職員数」について説明します。該当する教職員は、小学校で4名、中学校で11名、高等学校で11名、特別支援学校で0名、の合計26名です。昨年度より1名増加しております。そのうち、懲戒処分を受けた者は、高等学校1名で、昨年度と同数となっております。県または市町教育委員会による訓告等を受けた者が、小学校で4名、中学校で11名、高等学校で4名の合計19名です。この他、高等学校において校長指導を受けた者が6名です。

次に、項目3「体罰等を受けた児童生徒数」についてご説明いたします。体罰等を受けた児童生徒数については、合計129名です。中学校において、同じ教員が複数のクラスにおいて授業中に不適切な発言を行った事案があり、人数が多くなっている要因の一つになっています。

項目4についてご説明します。「体罰等の状況」についてです。授業中に発生した事案が11件あり、休み時間・放課後に発生した事案が4件です。一方、部活動中に生じた事案は、7件です。「その他」については、ホームルームといった教育活動中の児童生徒の指導の場であります。

次に、項目5「体罰等の態様」についてです。全ての校種において、「素手で叩く」というものが多くを占めています。「その他」については、「不適切な発言・指導」といった態様が含まれています。

次に、項目6「体罰等把握のきっかけ」についてです。調査の結果、教職員の申告に基づくものだけでなく、児童生徒・保護者の訴えにより把握したものも多くあります。体罰に対する認識の甘さはもちろんのこと、教職員の人権に対する認識の甘さを表すものと捉えております。教職員から申告があり、かつ児童生徒・保護者からの訴えもある場合については、「教職員の申告」欄に含めています。

次に13ページをご覧ください。項目7「主な事案の概要」についてです。懲戒処分を行った事案については全てのものを、訓告等を行った事案については主なものを記載しており、掲載しているもの以外の事案については体罰等の態様について掲載分と同等程度のものであります。

15ページをご覧ください。体罰根絶に向けた取組について記載しております。県教育委員会といたしましては、平成25年に体罰の根絶に向けたガイドラインを作成し、校内外の研修等をとおして体罰の根絶を訴えてきました。また、平成29年4月に「体罰根絶のための重点的な取組について」を通知し、「目標管理制度を利用した校長面談」や、体罰・不適切な指導で処分や指導を受けた教職

質 疑	<p>員を対象に、アンガーマネジメント研修等の受講を義務付け、校内での計画的なフォローアップを行う「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を実施してきました。しかし、「体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修」を受講したにもかかわらず、体罰・不適切な指導を繰り返す教職員がいます。このような状況から、懲戒処分基準を令和4年4月に改定し、過去に体罰・不適切な指導で処分等を受けた教職員に対しての処分を厳罰化したところです。そして、令和4年度から目標管理制度に代わる新たな人事評価制度において、「人事評価票」に「体罰によらない指導」について具体的な取り組みを記入させ、校長、管理職との面談時に、その取組状況や成果等を確認するようにしています。また、再発防止研修の在り方を検証し、さらなる指導の充実・徹底を図るため、体罰・不適切な指導の再発防止のための指導力向上研修実施要項を一部改正し、令和5年4月1日から運用しています。今後とも市町教委等と連携して、校長会や各種研修会等のあらゆる機会を捉えて、体罰・不適切な指導の根絶に向けた指導・取組を繰り返し徹底していきたいと考えております。</p>
	<p>(前川教育長)        ありがとうございます。ただいまの報告に対しまして、ご質問ご意見ございませんか。</p>
	<p>(本田委員)        アンガーマネジメント研修についてですが、現在はいわゆる体罰を行った教員のみを対象としているのでしょうか。</p>
	<p>(馬木高校教育課人事管理監)        現在は対象者と希望する教職員に対して実施をしております。</p>
	<p>(本田委員)        実は大学の講義の中でもアンガーマネジメント研修の時間を取ってやっております。いわゆる教職だけではなく、例えば企業に勤める方もそうなのですが、怒りをどうコントロールするかということで、数年講義を担当しております。アンガーマネジメントというのは、いわゆる懲罰的なことでやるとはまた別なのではないかと最近思っております。全員が受けてもいい研修ではないのかなと思っております。色々な場面で怒りが出てきますが、そこをどうコントロールしていくか、アンガートップになった状態のときに、行動に出る前に自分を押さえることができる方法などについてですね。分析方法としてよく言われるのが、自分が怒る瞬間、怒りが出てくる瞬間を書き留めておけということがあります。それをもとにして「自分がアンガートップ状態になる場合に気づきましょう。」ということをおっしゃっております。そして、成果が出てきているかどうか</p>

かりませんけれども、学生は「わかりました」と、友人関係の間だったりゼミの中だったり、「皆さんを知ることができました」というようなことを書いてくれることがあります。アンガーマネジメント研修についてはぜひ工夫されて、対象を少し広げて行ってほしいと思います。以前は全員受けていた時期もあったと記憶しております。あるいは、管理職が受けてそれを伝達して行っていた時期もあります。方法を知るといのが、大事なことじゃないのかなと思いますので、よろしければ参考にさせていただければと思います。

(前川教育長)

他にご意見等ございませんか。

(芹野委員)

86人に上げられた中学校の先生は、授業の中で2回ぐらい何か発言したということなのか、それとも86回何か発言したということなのでしょう。

(熊本義務教育課人事管理監)

13ページの資料No.7にあります事例につきましては、当該教諭が3年生の社会科の授業の中で不適切な発言を行いました。その学年が3クラスあり、生徒数が86名ということで、不適切な発言によって心証を害した、被害をこうむったという判断で86名という数になっております。

(芹野委員)

他の方々の1件1件とか人数と同等の扱いでいいのかというところに若干疑問があって、私も発言の中身自体がわからないのですが、受けられた86名の方全員がそういう不快感を感じられたものなのか、それとも誰しもが聞いて不快に思うような発言をされたのか。こういう事案があるとすごく数字が変わってくるので、全体の表を見たときのバランスが偏ってしまうものですから、調査結果に対する我々の対応というものも、ここの重さをどのくらいはかるかということで大分違うかと感じるものですから、詳しく聞かせていただければと思います。

(熊本義務教育課人事管理監)

具体的な発言内容はなかなか申し上げにくいんですけれども、ただ社会科という授業の中にあって、こちらに記載してありますとおり、LGBTについての、そういった方々に対する人権を侵害するような、非常に不適切な差別発言・セクハラ発言を行ったというふうに聞いております。したがって、授業の中で行うべき発言ではないということも鑑みて、当該の市町教育委員会の報告の中においては、被害児童生徒というところで、86名という数が上がって

きたと認識をしております。

(芹野委員)

わかりました。もう1件、14ページの15番目の方ですけど、いわゆる授業中に、言っても言っても言うことを聞かなかったの、後頭部を平手で4、5回叩いたというように読み取れるのですが、そういった時の適切な指導というのはどういったものがあるのでしょうか。

(馬木高校教育課人事管理監)

その行為自体を避けなければいけないと思うのですが、やはり言葉で、丁寧に諭し続けるというところになるかと思います。言ってもわからないということはないと思いますので、生徒が聞かなかったことに対して冷静さを欠いて、暴力に及ぶということが決してないようにしていただきたいと思うところです。

(芹野委員)

もちろん暴力はいけないのですが、結局その1人の生徒によって、例えば30人学級であれば、29名の生徒さんは授業を受けたかったのに、授業をうける正しき時間が短縮されたということも言えるのかと思うので、昭和の時代はちょっと廊下に立たせるというようなシーンもあったみたいですけど、こういう場合の適切な指導というのがどういうものなのか。個人的にもしもこの場にいたらどうするのがいいのかと悩むものですから、こういった場合の対処法なども様々な場面で指導していかれるということでしょうか。

(馬木高校教育課人事管理監)

その状況に応じて、当然かける言葉であるとか、そういったものは変わってくるかと思うのですが、様々な研修を通して、こういった形で生徒に話をしていけば、しっかり子どもたちが聞いてくれるのかということも含めた研修をやっていきたいと思っております。

(芹野委員)

悪い生徒の方に視点がいくけど、本当はいい生徒がその何十倍もいらっしゃるの、その方たちにとって最適な授業とは何かというところを、いつも考えてくださるといいなと思います。

(前川教育長)

ありがとうございます。

他にご意見ございませんか。

――― な し ―――

<p>報告事項（３）</p>	<p>（前川教育長）        その他ご意見等ないようでしたら、続きまして、報告事項（３）についてご説明をお願いします。</p> <p>（岩坪高校教育課長）        冊子１ １６ページ、報告事項（３）をご覧ください。「令和７年３月公立高等学校卒業者の就職内定状況について」ご報告します。３月末現在で高校教育課が調査しました、公立高校 全日制・定時制 のデータでございます。</p> <p>まず、１の「就職内定状況」ですが、全体の就職内定率は９９．０％で、昨年同期と比較し０．６ポイント減少しました。次に、就職内定者のうち、県内割合は６９．９％で、昨年同期と比較し２．０ポイント増加しました。平成２年以降で過去２番目に高い割合となっております。未内定者数が１９人おりますが、今後も求人情報を提供し、ハローワークにつなぐなど、関係機関と連携した支援に努めてまいります。３の「月別就職内定率・県内就職割合の推移」ですが、就職希望者の多い県立高校３９校にキャリアサポートスタッフを配置し、県内内定率や未内定者数の改善に取り組んできました。今後も生徒・教員の県内企業への理解が進むよう取り組むとともに、関係機関との連携を深めてまいります。</p>
<p>質 疑</p>	<p>（前川教育長）        ありがとうございます。ただいまの報告に対してのご質問ご意見ございませんか。</p> <p>（本田議員）        私がちょうど関わりを持っていたのが５０％前半ぐらいの時代でしたので、６９．９％はすごい数字だと思っております。確かにコロナ禍もあって、その後徐々に上がってきたということも１つあると思うのですが、コロナ禍も終わって今も６９．９％を維持している要因というのは何か分析されているものがありますでしょうか。</p> <p>（岩坪高校教育課長）        ありがとうございます。今ご指摘いただきましたように、コロナ禍で県内志向が高まった令和３年度に次ぐ高い数値ということに今回なっております。要因としては、やはり県立高校に配置をしているキャリアサポートスタッフを中心に様々な取り組みを行っているところになるのかと思っております。１つめは、企業に生徒が出向いて、職場の雰囲気を体験できる、応募前の職場見学会というものを推進しております。昨年は８００名を超える生徒が参加をしまして、学校からも非常に効果的な取り組みだということで聞いております。２つめに、労働局や産業労働部と連携をして、企業面談</p>

会や企業説明会というものに積極的に取り組んでおります。県内の頑張っている企業を知ってもらう機会が増えたということも大きな要因かと思えます。最後に、県内企業の努力というものが挙げられるかと思えます。以前は県内企業の求人票の提出が遅いというような課題があったかと思うのですが、早期提出にご協力をいただいておりますし、給与面や休日面でも改善が図られていると考えております。この辺りが、このような高い数値になっている要因であると考えております。

(本田委員)

ぜひこれからも続くように、よろしく申し上げます。

(前川教育長)

他にございませんでしょうか。

(郷野委員)

早期退職は、もう1日だったり3日だったり1ヶ月だったりというのを最近マスコミ等で聞くと、せっかく就職した高校生が半年後など、ちゃんと就労されているのかとちょっと気にはなっています。きちんと就労しているのか、追跡までは必要ないのでしょうかけれども、いくつかの例があったら、現役の高校生に参考となるような体験談や意見を聞かせる場があったらいいのかなと思いました。

(前川教育長)

私の経験で、教育長になる前の文化観光国際部長の頃なのですが、福岡のある調理師学校では、在籍する期間の半分ぐらいをインターンシップで、ホテルだったり、飲食店だったりに出されるそうです。その学校の離職率というのは1桁台、3%ぐらいだそうです。通常は半分よりも低いぐらいの定着率が非常に高く、インターンシップというものが非常に大きい効果を出しているということかと思えます。今年度から有償のインターンシップ制度、いわゆるバイターンシップといわれるものを、教育委員会の中でマニュアルを作って、積極的に各学校でも取り組んでもらうようにしているのですが、インターンシップを少し進めていくというのは、離職率の低下に繋がるのではないかなと思っております。まず、マッチングするときに生徒側が企業をよくわかった上ですするというのは、やはり一番大事なところかと思えます。

(岩坪高校教育課長)

今教育長からあったとおりなのですが、やはり全国的に離職率が高いという状況はあるかと思えますが、就職前に企業のことをよく知らないということが一番大きなミスマッチの原因になっていると思っております。今話があったように、就職試験前や就職前

に、職場に何回も足を運んで話を聞くとか、体験するとか、それから、委員からもご指摘あったように先輩の話を聞くなどの経験をとおして、離職が防げると思っておりますので、それは今後も積極的に進めていきたいと考えております。

(前川教育長)

他にご意見ございませんでしょうか。

----- な し -----

(前川教育長)

その他ご意見等ないようでしたら、続きまして、報告事項(4)についてご説明をお願いします。

(高比良児童生徒支援課長)

報告事項(4)

資料18ページをご覧ください。報告事項(4)「『長崎っ子の心を見つめる教育週間』における県教育委員等の学校訪問」についてご説明いたします。

毎年、学校や教育委員会が定める一定期間を「長崎っ子の心を見つめる教育週間」として、すべての公立学校において、保護者や地域住民の皆様に学校の教育活動を公開しております。期間につきましては、昨年度同様、前期を「5月から7月」、後期を「9月から11月」としてしております。各学校においては、「いのちを輝かせて生きる、心豊かな長崎っ子」の育成を目指して、学校、保護者、地域住民、関係機関等が連携し、命を大切にする心、思いやりの心を育むための特色ある教育活動を実施します。

また、期間中は、県教育委員が県内の特色ある教育活動を実施している学校を訪問していますが、今年度も、県PTA連合会、県公立高校PTA連合会に同行いただき、7月4日(金)に「波佐見町立波佐見中学校」を訪問する予定です。波佐見中学校は、地域と連携した教育活動を実施するとともに、町独自の支援員配置による生徒一人一人に応じたきめ細かな指導・支援を実施していると伺っております。現在、波佐見町教育委員会を通じて、日程、内容等を調整中ですが、当日は、「開会挨拶・学校概要説明」の後、「授業参観」、「教育懇談会」の流れで進めていく予定です。本日、教育委員の皆様には学校訪問についての案内文書を配布しております。今後、皆様には、日程調整等でご協力をいただくことになるかと存じますが、よろしくお願いたします。

昨日、立川市の小学校での事案があったところで、19ページ以降の実施要領の中でも、22ページからの安全対策要領を、各学校再度確認をした上で、学校や地域の実情に応じ、学校・家庭・地域の連携を図りながら、本教育週間における各学校での取組の充実につなげてまいります。

質  疑	<p>(前川教育長)        ありがとうございました。ただいまの報告についてのご質問ご意見等ございませんでしょうか。</p> <p>(本田委員)        様々な要因や背景があつて平成18年に始まったかと思うのですが、社会環境がずっと変わってきて、例えばSNSのノートが入ってきたりとかしているかと思うのですが、直近のいろいろな特色ある取り組みが何かあれば教えてください。</p> <p>(高比良児童生徒支援課長)        今、委員からありましたように、本課としてもSNSノート長崎というものを、昨年GIGAワークブック長崎へと改定をしまして、情報モラルについて、これまでは注意すべきことを中心に、これを使ってご指導をお願いしていたところなんですけれども、昨年度の改定に伴って、実際活用をして、その中で、いろいろなリスクであったり、気をつけることであったり、考えてもらえるような教材を使ってというふうなところで、少し推進をしていこうというところです。今、委員からもありましたように、各学校が趣旨を踏まえて様々な取り組みを行っているところです。基本的なところでは、やはり生命の尊重を題材とした道徳の授業等が中心にはなるのですけれども、例えば、車椅子バスケットボールチームとの交流講演会であったりとか、また、情報モラル教育に関して言うと、家庭でのメディアコントロールチャレンジを保護者と一緒に取り組んでもらうであったりとか、防災・安全について、噴火災害を語り継ぐ取り組みであったりとか、あと、地域との連携ということで言いますと、学校運営協議会、コミュニティスクールの開催、また、コミュニティスクールが主催となったいろいろな取り組みといったものが行われてると伺っているところです。</p> <p>(前川教育長)        他にいかがでしょうか。</p> <p>(郷野委員)        私の私見になるのですが、19ページのすべての学校で取り組む5項目の中の5番目に、道徳の授業を全学級で公開するというのがあるので、私も現場にいるときは、本当に毎年毎年教育週間の時が、道徳の授業しか公開できなかったというか、そういうジレンマがあつて、ここに書いてあるような3とか4とか、こういういじめに関することとか、SNSノートの活用とか、そういう学級活動とか、そういうふうには振り替えて、でも、道徳に限らず、そういう命に関わるものにしてくださったら本当にバリエーションが広が</p>
------------	--

るのに、といつも思っておりました。保護者の方も、また道徳ということで、ちょっとマンネリ化しているように感じたところがあったので、そこら辺はもう少し柔軟性を持たせて、各学校の特色をいかした命に関わる内容の一部してくださると本当にありがたいなというふうに思っておりました。これは余談ですけど、1番の命に関する講話というのが、大体教育週間が始まった最初に校長とかがするのですけれども、西海市に勤務していたとき、各校長が何を話したかというのを、全部起こして、次の校長会のときに配布してお互いの資料としてもらったのですが、そうすると、やっぱりそれぞれの校長先生の特色を知ることができ、すごく参考にさせていただいたので、もうここはやっぱり、校長各自の考えでやっているのですけど、そういう他の学校での取り組みの情報共有というのは役に立ったと記憶しております。

(高比良児童生徒支援課長)

ありがとうございます。本当にいろいろな学校で、いろいろな取り組みが行われてることを、校長先生、それから学校の方にお知らせする、共有するということが大事だと思いましたので、それぞれの学校の取り組みを我々の方でもまとめをした上で、共有する機会を作っていければと思います。

(前川教育長)

1つめのコメントについては、何かありますか。

(高比良児童生徒支援課長)

基本的に道徳も教科化されているというところもありまして、今委員からご指摘のところもあったんですけども、+αでそういったところを取り組まれてる学校も多くあると伺っておりますけれども、今あったようにもう少し柔軟な取り組み、それから本来の趣旨を大事にしながら、取り組みを展開していければと思っております。

(前川教育長)

道徳というのは少し幅広く解釈していいということでしょうか。

(高比良児童生徒支援課長)

委員からもありましたように、やっぱり学校では道徳の中で取り組まれている学校もあると伺っております。ただもう少し幅を広げて取り組まれている学校もありますので、そういったことを学校にご紹介していければと思っております。

(前川教育長)

他にいかがでしょうか。

<p>冊 子 2 題 議</p>	<p>(芹野委員)</p> <p>文章を読んでみると、使われている言葉で、最初の「長崎っ子の心を見つめる」という言葉とか、目的の中にある「心豊かな長崎っ子の育成」という言葉があったり、それから教材では、「GIGAワークブックながさき」という言葉があったり、もともとは「ココロねっこ運動」というものがスタートだったような気がするので、使う言葉というか、浸透させたい言葉というのをしっかり決められて、3年間なら3年間進まれた方がいいかと思います。少しずつニュアンスが違くと、何となく残らないような気がするので、そのあたりは、これっていうものを決められて進まれた方がいいかなというのはちょっと感じました。</p> <p>(前川教育長)</p> <p>他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、ご意見等ないようでしたら、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p>次の議案質疑から非公開で行いますので、傍聴人の方及び報道関係者の方は恐れ入りますが退席をお願いいたします。</p> <p>それではしばらく休憩をいたします。15時10分再開としたいと思います。</p> <p>(別紙議事録)</p> <p>15時40分、本日の会議を終了</p>
----------------------	---